

多賀城市、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部及び厚生労働省宮城労働局との雇用対策協定書

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、甲、乙及び丙が署名のうえ、各自1通を保有する。

(目的)

第1条 この協定は、多賀城市（以下「甲」という。）、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部（以下「乙」という。）及び厚生労働省宮城労働局（以下「丙」という。）が、効果的かつ効率的な連携による雇用対策を通じて、人材確保の推進、若年者の就業と定着、働き方改革の推進等に対する取組みを強化することにより、持続可能な地域経済の実現と活性化を図ることを目的とする。

令和5年1月24日

(甲)  
多賀城市長

深谷晃祐

(乙)  
独立行政法人  
高齢・障害・求職者雇用支援機構宮城支部長

吉野祐一

(丙)  
厚生労働省宮城労働局長

小林健

(事業内容等)

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため三者が協議し、具体的な取組を事業計画として、毎年定めるものとする。

2 前項の事業計画の作成及び事業計画に定めた取組の実施状況の検証等は、甲、乙及び丙が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

(要請等)

第3条 甲、乙及び丙は、それぞれが取り組む雇用対策に関する施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 甲、乙及び丙は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

(秘密保持)

第4条 この協定に基づく取組において、甲、乙及び丙が相互に開示する情報においては、お互いに秘密を保持するものとする。

ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、令和5年1月24日から施行する。